

○伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例

平成18年3月27日条例第4号

伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、乳児、幼児、児童及び高校生等の療養に要する費用の一部を助成することにより、これらの者の健康を確保するとともに、その保護者の子育てを支援することを目的とする。

一部改正〔令和5年条例4号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 満1歳に達する日の翌日の属する月の末日までの間にある者をいう。
- (2) 幼児 満1歳に達する日の翌日の属する月の翌月の初日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 児童 満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 高校生等 満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (5) 医療保険各法 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。

一部改正〔平成19年条例17号・20年10号・22年9号・25年22号・令和5年4号〕

(受給資格)

第3条 市内に住所を有する乳児、幼児、児童又は高校生等で、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であるもの(以下「対象者」という。)の保護者(規則で定める者に限る。以下同じ。)は、この条例による医療費の助成を受ける資格を有する。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている場合及び乳児、幼児又は児童が伊丹市福祉医療費の助成に関する条例(昭和52年伊丹市条例第18号)による助成を受けている場合を除く。

一部改正〔平成21年条例7号・24年14号・25年22号・29年10号・30年42号・60号・令和3年8号・4年9号・5年4号〕

(受給資格の認定申請)

第4条 受給資格の認定を受けようとする保護者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(受給資格の認定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、受給資格の有無を審査し、その結果を当該申請を行った保護者に対し、通知するものとする。

2 前項の規定により受給資格を認定する場合は、同項の通知に代えて、受給者証を交付するものとする。

一部改正〔平成19年条例17号・25年22号〕

(資格期間)

第6条 前条第1項の規定による認定を受けた保護者(以下「対象保護者」という。)が受給資格を有する期間は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる日から、認定を受けた日以後において最初に到来する6月30日までの間とする。ただし、第3条に規定する受給資格を喪失したときは、当該喪失の事由が発生した日までとする。

- (1) 乳児 当該乳児の出生の日(その日において第3条の規定による受給資格を有しない保護者にあつては、当該受給資格を有した日)
- (2) 幼児、児童及び高校生等 前条に規定する認定を受けた日の属する月の初日(以下「認定日」という。)

2 前項の規定にかかわらず、対象保護者の幼児、児童又は高校生等が認定日前6箇月以内に医療を受けた場合において、当該医療を受けた日から認定日までの間において当該対象保護者が第3条の規定による受給資格の要件を満たすときは、当該期間において当該要件を満たした日から受給資格を有するものとみなす。

一部改正〔令和5年条例4号〕

(受給者証の提示)

第7条 対象保護者は、対象保護者の乳児、幼児又は児童が病院、診療所、薬局その他のもの(以下「医療担当者」という。)において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、受給者証を当該医療担当者に提示するものとする。

一部改正〔平成19年条例17号・25年22号・令和5年4号〕

(助成の範囲)

第8条 本市は、対象保護者に対し、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を医療費として助成する。

- (1) 乳児及び幼児 次に掲げる額の合計額
ア 医療保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費(家族療養費及び特別療養費を含む。)若しくは訪問看護療養費(家族訪問看護療養費を含む。)の支給が行われた場合当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。)を控除した額に相当する額(以下「被保険者等負担額」という。)

イ 医療保険各法の規定による入院時食事療養費の支給が行われた場合 当該入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額から当該入院時食事療養費の額を控除した額に相当する額

(2) 児童 被保険者等負担額

(3) 高校生等 被保険者等負担額(入院に要する費用に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、対象者につき、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者たる国及び地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われるときは、その限度において、助成は行わない。

一部改正〔平成19年条例17号・21年7号・22年9号・25年22号・29年32号・令和3年8号・4年9号・5年4号〕

(助成方法)

第9条 医療費の助成は、助成する額を医療担当者に支払うことにより行う。ただし、食事療養及び前条第1項第3号に係る医療費の助成は、対象保護者に支払うことにより行うものとする。

2 前項本文の規定により医療担当者に支払いがあったときは、対象保護者に対し、医療費の助成があったものとみなす。

3 市長は、第1項本文の規定により医療担当者に支払うべき額の審査及び支払いを社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

4 第1項本文の規定にかかわらず、第5条第1項の規定により受給資格の認定を受けた場合において第1項本文の規定による助成を受けることができないときその他市長が特別の理由があると認めるときは、対象保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

一部改正〔平成25年条例22号・令和5年4号〕

(届出等の義務)

第10条 対象者又は対象保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 伊丹市内において住所を変更したとき。

(2) 加入している医療保険を変更したとき。

(3) 受給者証を紛失したとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた事項

2 対象保護者が死亡したときその他第3条の規定による受給資格を有しなくなったときは、速やかに受給者証を返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例22号〕

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

一部改正〔平成25年条例22号〕

(損害賠償との調整)

第12条 対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

一部改正〔平成25年条例22号〕

(助成費の返還)

第13条 前条に規定するもののほか、偽りその他不正の手段によってこの条例による助成を受けた者があるときは、市長は、その者から当該助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一部改正〔平成25年条例22号〕

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例22号〕

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(伊丹市医療費の助成に関する条例の一部改正)

2 伊丹市医療費の助成に関する条例(昭和52年伊丹市条例第18号)の一部を次のように改める。

(次のよう略)

(平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間における受給資格の特例)

3 第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により医療費の助成を受ける資格を有しないこととなる者のうち、伊丹市老人等医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成21年伊丹市条例第7号)の規定による改正前の伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例第3条第2項の規定を適用したとしたならば医療費の助成を受ける資格を有することとなる者は、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間に限り、医療費の助成を受ける資格を有する。

追加〔平成21年条例7号〕

4 前項の規定により同項に定める期間、医療費の助成を受ける資格を有することとなる者に対する第8条第1項第2号の規定の適用については、同号イ中「800円(所得が低額である者として規則で定める者)あっては、600円」とあるのは、「1,200円」とする。

追加〔平成21年条例7号〕

付 則(平成19年3月26日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は、平成19年4月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月25日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月27日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は、平成21年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成22年3月30日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定中満12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る部分は、平成22年4月1日以後にその者が受けた医療に係る医療費の助成について適用する。

付 則(平成24年3月28日条例第14号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成25年6月25日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は、平成25年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成29年3月27日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。(後略)

付 則(平成29年12月25日条例第32号)

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

付 則(平成30年6月29日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は、平成30年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成30年12月25日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊丹市福祉医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は、平成30年9月1日から適用する。

付 則(令和3年3月26日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定(伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例第3条第5項の改正規定(訪問看護療養費(家族訪問看護療養費を含む。))の支給に係る部分に限る。)を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定(訪問看護療養費(家族訪問看護療養費を含む。))の支給に係る部分に限る。)は、令和3年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(令和4年3月29日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は、令和4年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(令和5年3月28日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は、令和5年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。